

学習指導にかかる方針

1 事業名称

令和4年度西区民間事業者を活用した課外学習事業（西区夏期講習会）

2 事業目的

本事業は、西区内の中学生を対象に、塾等の事業者が公共施設を活用して夏休みの期間に課外学習会を実施することで、基礎学力の定着、学習習慣の形成及び習熟度に応じた学力向上を図ることを目的とする。

3 基本条件及び事業の実施方針

(1) 内容

本事業は、基礎学力の定着、学習習慣の形成及び習熟度に応じた学力向上を目的とするため、受講者の習熟度に合わせた指導とし、各受講者に柔軟に対応するものであること。

(2) 事業実施期間

協定締結日 ～ 令和4年8月31日

(3) 西区夏期講習会(以下、「夏期講習会」)の実施期間

原則として前期【令和4年7月】と後期【令和4年8月】に分け、それぞれ5日間程度実施することとし、本市と協議のうえ決定する。

(4) 夏期講習会実施場所・受講対象者

次の両方の場所で実施すること。

ア 大阪市立西中学校（大阪市西区千代崎 3-1-43）

・各学年教室（3教室） 使用可能面積：1教室あたり約58㎡

使用料：免除（光熱費を除く。光熱費目安は、3教室で各30時間実施の場合、約5,000円）

受講対象者：大阪市立西中学校の在学学生

イ 大阪市立西区民センター（大阪市西区北堀江 4-2-7）

・3階第4会議室 使用可能面積：約88㎡

※貸室の利用にあたっては、西区民センターの利用規定を遵守してください。

使用料（光熱費含む）：全額免除

受講対象者：西区内の中学生

(5) 夏期講習会の実施時間

次の時間帯の範囲内で実施することとし、本市と協議のうえ決定する。

ア 大阪市立西中学校（各学年教室）

午前8時30分から午後0時30分まで（準備、休憩、片付けに要する時間を含む）

イ 大阪市立西区民センター（第4会議室）

午後1時から午後5時まで（準備、休憩、片付けに要する時間を含む）

※施設の利用にあたっては、本市及び施設管理者の指示に従うこと。なお、緊急時・災害時においては、使用を制限する場合がありますので、その際は本市の指示に従い、適切に対応すること。

(6) 受講料

事業者は、本市が実施場所等は無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を受講生に還元できるよう、受講料は夏期講習会の前期・後期それぞれ10,000円（税込。教材費含む）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、前期もしくは後期のみの受講も可能すること。

実施にあたっては、「大阪市塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）を利用可能とし、受講者の塾代負担の軽減を図ること。

(7) 指導科目・内容

英語・数学・国語。指導の内容は、別添「教育課程の編成について（中学校）」、文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）」の総則及び当該教科の内容を概ねの指針としつつ、各受講者の習熟度に柔軟に対応するものとする。

(8) 事業広報・受講者募集

チラシの原稿作成・印刷・西区役所指定場所への持ち込みは事業者が行うこと。生徒へのチラシの配付は、本市が区内各中学校を通じて行う。

その他、本市は西区ホームページ等への掲載を行う。

4 事業内容

事業の実施方針を踏まえて、次の(1)～(3)に掲げる事業の企画及び運営を行うこととする。

(1) 企画について

- ・子どもの習熟度に応じた学力向上を目的とした夏期講習会を企画すること。
- ・使用教材に関しては、自社商品に限るものではない。受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ICT教材を取り入れた内容の提案も可能とするが、実施会場におけるWi-Fi等インターネット環境については本市から提供しない。

(2) 夏期講習会の実施・運営業務について

- ・上記(1)の企画に基づき、実施体制を整え、計画表（スケジュール等）に基づき目的達成に向けた運営を実施すること。
- ・各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保すること。
- ・各受講者の出席状況、理解度、習熟度を把握すること。
- ・受講時における受講生の事故について対応できる保険に加入すること。

(3) 効果検証について

- ・受講生へのテストやアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。

・アンケートは、事業開始時と終了時の2回行うこととし、内容や実施時期については、事前に本市担当と協議すること。アンケートについては、アンケート実施ごとに集計し、報告すること。

・アンケートの内容については、事業者と本市で事前に協議を行うこと。

(4) その他

本事業において収集した個人情報については、本事業の目的の範囲内で使用すること。目的外の使用は一切認めない。個人情報の保管については細心の注意を払い、漏えい、滅失、き損、紛失等が生じないよう事業を進めること。

5 事業計画及び実施方法並びに事業報告

- (1) 事業実施にあたっては、事前に本市と協議のうえ、事業実施計画書を作成すること。
- (2) 協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開講できない日が発生した場合は、本市と事業者において適宜協議、調整を行うこと。
- (3) 本事業実施中は、実施日程・受講者数等を明記した報告書を作成し、適宜提出すること。
- (4) 本事業終了後、学習内容、出席状況、収支内容等を明記した事業実施報告書を、本市が指定した時期に提出すること。

6 協定の締結について

選定した事業者と協定を締結する。本方針の詳細については選定事業者と調整のうえ、協定の細則にて定める。

7 その他

本方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市担当と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとする。

8 事業担当

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号

大阪市西区役所 総務課（教育担当） 担当：藤原・大木

TEL：06-6532-9743 FAX：06-6538-7316